

令和 7 年度 働き方改革・生産性向上支援事業

(普及啓発業務委託)

公募要領

1. 目的

令和 7 年度生産性向上・働き方改革支援コーディネート事業において、市内企業や関係団体等を対象として、働き方改革・生産性向上等に対する意識醸成を図るためのセミナー・相談会を 3 回程度開催する。また、川崎市の働き方改革・生産性向上支援に係る施策等を活用し、働き方改革や生産性向上に成果を上げた市内中小企業の取組や事業成果を紹介する事例及び令和 6 年度の表彰事業者の取組等を紹介する冊子を作成するとともに、ホームページ等で事例紹介等広報を行う。

2. 募集

次の資格を満たす法人または団体の中から、「公募型プロポーザル方式」により決定いたします。決定後は財団と速やかに契約を締結した上で、提案内容について委託期間内に履行および完了いただきます。

(1) 委託名

令和 7 年度 働き方改革・生産性向上支援事業 普及啓発業務委託

(2) 募集期間

令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) から令和 7 年 5 月 2 1 日 (水) 1 7 時まで

(3) 参加要件

下記「3. 応募資格」記載の通り

(4) 委託内容

別紙仕様書を参照のこと

(5) 提案限度価格

3,388,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(6) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日 (金) まで

3. 応募資格

応募書の提出時点で、次の応募条件を満たす法人その他の団体が応募することができます。

- (1) 公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱第 2 条の規定に基づく資格停止中でないこと。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者。
- (4) 川崎市から指名停止処分を受けていない者。
- (5) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者。
- (7) 団体又はその代表者が以下に該当する者でないこと。
 - (ア) 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合。
 - (イ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合。
 - (ウ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合。
 - (エ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合。
 - (オ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合。
- (8) 当該業務について迅速かつ確実に履行できると認められる者

4. 応募方法

(1) 提出書類

後述する仕様書及び本公募要領に基づき、以下に記す書類のご提出をお願いいたします。

- (ア) 仕様書及び本公募要領に記載した業務に対する提案書（任意様式）
- (イ) 団体の概要（様式 1）及び団体説明資料（パンフレット等）
- (ウ) 業務に関する見積書（内訳を明記してください。）
- (エ) 本委託業務と同様の業務実施実績（様式 2）
- (オ) 本事業の業務推進体制（様式 3）
- (カ) コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式 4）

過去 2 年間に次のような事由があった場合には、その旨を記載して提出してください。

また、該当事由がない場合については、その旨を記載して提出してください。

①川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合

（川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断）

②法人に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めをおく法律（食品衛生法、警備業法等その他の法令違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた。

③法人の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、許取、器物損壊その他の施設管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れのある行為があった。

*選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件に係る提出書類の提出後であっても上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。

(2) 提出部数

応募書類一式（電子データ） 1 部

*但し郵送による紙媒体での提出の場合は正本1部・副本 7 部

(3) 提出期間、提出先及び提出方法

(ア) 提出期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 5 月 21 日（水）17 時まで

(イ) 提出先

メール：hatarakikata(at)kawasaki-net.ne.jp ※(at)を@に置き換えてください。

所 在：〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20 川崎市産業振興会館 7F

川崎市産業振興財団 新産業振興課 連携推進係 宛

(ウ) 提出方法

提出方法は原則電子メールによる送付と致します。

郵送（受付期間必着）も可能としますが事前に電子メールにてご連絡ください。

なお、提出された書類等は返却いたしません。

5. 公募要領等に関する質問

応募に際し、質問がある場合は、令和 7 年 5 月 20 日（火）17 時までに「質問書（様式 5）」を電子メールにて送付して下さい。電話、来訪による質問は受け付けません。

6. 審査方法

事業者の選定は、各者提案に対して次の評価項目（カッコ内は審査内容）を踏まえ、応募者の本委託事業の推進能力を多面的に評価することにより行います。また、応募業者が 1 者のみの場合も、審査を実施いたします。

(1) 遂行基盤

- ・実績・経験（本委託業務に類似する業務実績）

(2) 遂行内容

- ・働き方改革・生産性向上支援に係る、中小企業等を対象としたセミナー等の遂行能力（経験に基づく事業推進力など）
- ・広報物、冊子、ホームページ等の制作能力
（実績や経験に基づく情報整理、専門性、説明力、デザイン、提案力など）

(3) 実施体制

- ・人員配置、責任体制（専門性やネットワークを有するスタッフが確保されているか）

(4) 提案金額

- ・予算内か、調査に適切か

7. 結果の通知

応募者に対し、選定後速やかに電子メールにて通知します。

8. スケジュール

質問受付期間	令和7年5月12日(月)～5月20日(火) 17時	様式5
応募受付期間	令和7年5月12日(月)～5月21日(水) 17時	提案書、見積書、会社案内、 様式1～4
審査結果の通知	令和7年5月23日(金) (予定)	

9. 留意事項

(1) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。

(2) 応募事項等の承諾

応募者は、応募書等の提出をもって本公募要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(3) 重複提案の禁止

応募者は複数の案を提案することはできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

提出された提案内容については変更することができません。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、下記E-mailアドレスまでその旨ご連絡ください。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる経費は、応募者側の負担とします。

(8) 情報公開

事業者は、当財団が職務の遂行上必要と認める情報について公開を求めた場合、適正な理由もなくこれを拒絶しないものとします。

10. 問合せ先

公益財団法人 川崎市産業振興財団 新産業振興課 連携推進係

TEL：044-548-4113

E-mail：hatarakikata(at)kawasaki-net.ne.jp ※(at)を@に置き換えてください。